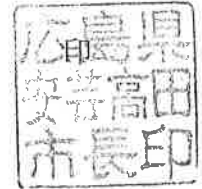


広島県西部農林水産事務所長 様

所在地 広島県安芸高田市吉田町吉田 791

団体名 安芸高田市

市長 浜田 一義



平成29年度鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止総合支援事業)に
関する改善計画について

平成29年度において鳥獣被害防止総合対策交付金で実施した施設等について、当初事業実施計画の目的の達成が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

記

1 事業の導入及び取組の経過

本市において、イノシシやシカによる農作物被害は甚大であり、平成 29 年度の事業において、箱わな捕獲器を 6 台を導入した。しかしながら、導入した捕獲器による捕獲には至っていない。

理由として、導入時期が平成 30 年 1 月となり、2 ヶ月間と短期間であったため効果を上げることができていない。

2 当初事業実施計画の目標が未達成である原因及び問題点

さまざまな対策を講じているが、実需者である農業者の高齢化に伴い、鳥獣被害防護柵などの管理が困難となっている地域が出ている。おもには、農家減少に伴った耕作放棄地が増えており、その近辺の管理が手薄となり、イノシシによる食害、踏込被害が多くあった。

3 実績及び改善計画

(改善計画は、下記の様式により作成すること。なお、要領に定める事業実施状況報告書の写しを添付すること。)

(様式) 被害防止計画の達成状況に係る部分

| 区分 | 指標 | 対象鳥 獣 | 被害防止計画の達成状況 | | | | | 達成率 (%) | 備考 |
|-------------------------|--------------|----------|-------------|----------------------|--------------|--------------|--------------|------------|----|
| | | | 目標 (29年) | 基準年 度の実績 (25年) | 1年目 (27年) | 2年目 (28年) | 3年目 (29年) | | |
| 被害防止計画 (被害の軽減 目標) | 被害金額 (千円) | イノシシ | 7,872 | 9,841 | 12,910 | 10,970 | 18,980 | -464% | |
| | 被害面積 (ha) | イノシシ | 7.4 | 9.8 | 12 | 12 | 34 | -1,025% | |

(注) 1 指標は、被害防止計画と整合をとること。

2 被害防止計画の達成状況のうち、「目標」、「基準年度の実績」は被害防止計画から転記し、それ以外は被害防止計画に基づく取組実績を記載すること。

3 各指標ごとの合計も記載すること。

4 被害防止計画を見直し、目標の変更を行った場合は、備考欄に新たな目標を記載すること。

(様式) 施設の利用計画に係る部分

| 区分 | 指標 | 事業実施後の状況 | | | | | 改善計画 | | | |
|----|---------------------|-----------|------------------|------------|------------|------------|-------------------|------------|------------|------------|
| | | 目標 (年) | 計画 策定時 (年) | 1年目 (年) | 2年目 (年) | 3年目 (年) | 改善計 画策定 (年) | 1年目 (年) | 2年目 (年) | 3年目 (年) |
| | 利用量 (km、ha 等) | | | | | | | | | |
| | 利用率 (%) | | | | | | | | | |
| | 収支差 (千円) | | | | | | | | | |
| | 収支率 (%) | | | | | | | | | |
| | 累積 赤字 (千円) | | | | | | | | | |

(注) 1 利用率は、当該年度の数字を目標年度の数字で除して求める。

2 収支率は、収入/支出×100とする

3 目標年が4年以上の取組等、必要に応じて、適宜欄を追加して記入すること。

4 協議会の構成員が申請する場合は、参画協議会名も記載すること。

5 区分の欄は、鳥獣被害防止施設、食肉利用等施設、捕獲技術高度化施設等と記載すること。

4 改善方策

被害額及び被害面積の高止まりとなっているイノシシ対策については、鳥獣被害防護柵の整備の推進をしていく。

既に整備した鳥獣被害防護柵の集落点検や、集落や農地に有外鳥獣を寄せ付けない等の啓発活動を実施していく。

鳥獣被害対策の推進するため現地研修会を実施する。

捕獲班及び鳥獣被害実施隊によって捕獲による個体の適正管理を図り被害の低減に努める。

5 改善計画を実施するための推進体制

安芸高田市被害防止対策協議会に参画する関係機関と連携を密にし、総合的な対策を実施し、農作物の鳥獣被害の低減に努める。